

## 事後評価シート

主管課長：総合環境政策局環境経済課長

施策名	- 4 - ( 2 ) 環境保全型産業活動の促進
施策の概要	<p>今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、産業活動に環境配慮が組み込まれ、市場メカニズムの中で環境に配慮した製品・サービスの提供が進んでいく必要がある。このため、次の事業を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><u>環境に配慮した製品・サービスの普及促進</u></p> <p>国及び地方公共団体においてグリーン購入を推進していくとともに、技術開発の動向等を鑑みて、特定調達品目及び判断の基準の見直しを検討する。</p> <p>また、一般の消費者に対してグリーン購入の普及・啓発を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入地域ネットワークの構築の促進</li> <li>・環境ラベル等の環境保全型製品に関する情報提供の推進</li> <li>・LCA（ライフサイクルアセスメント）手法の検討・確立を推進する。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>エコビジネスの振興</u></p> <p>環境ビジネスの将来展望が明確でないことなど企業が環境ビジネスに参入しにくい状況にあることから、環境ビジネスの市場規模等に関する調査など環境ビジネスに関する基礎調査を実施するとともに、その促進方策について検討を実施する。</p> <p>また、個別の産業分野ごとに産業活動のグリーン化の可能性について調査し、その将来ビジョンを提示する。</p>
目標	環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。
及び	「環境に配慮した製品・サービスの普及促進」に係る下位目標
指標 (参考指標)	<p>・より幅広い分野・品目でグリーン購入を推進するため、特定調達品目を適宜追加していく。</p> <p>・すべての地方公共団体においてグリーン購入が制度的に実施されるよう必要な措置を講じていく。</p> <p>・グリーン購入地域ネットワークへの参加機関の更なる増加を図るとともに、環境ラベル等の環境物品に関する情報提供のあり方およびLCA手法に関するガイドラインの作成に向けて情報収集や検討を実施し、適切な情報提供を進める。</p> <p style="text-align: center;"><u>「エコビジネスの振興」に係る下位目標</u></p> <p>様々な環境ビジネスの促進方策を展開することにより、平成9年時点では約24兆7千億円に過ぎない環境ビジネスの市場規模を拡大する。</p>

目 標 の 達成状況	<p><u>「環境に配慮した製品・サービスの普及促進」に係る目標の達成状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度においては、グリーン購入法の対象となる137機関（国22機関、独立行政法人58機関、特殊法人57機関）すべてが調達方針を作成し、これに基づいて環境物品等の調達が実施された。</li> <li>・平成13年6月に政府の一般公用車の低公害車への切替えを円滑に推進するため、基本方針に定める自動車の基準の変更を閣議決定した。平成14年2月に特定調達品目を約5割増の13分野152品目とすることを閣議決定した。また、全国14ヶ所において地方公共団体及び府省庁等地方支分局を対象とした説明会を開催、述べ2,000の機関から、延べ4,000名の環境・会計担当者の出席を得た。また、全国の約3,300の地方公共団体を対象にグリーン購入に関するアンケート調査を実施し、約65%から回答を得て、その情報の共有化を図った。</li> <li>・平成13年度は、東京でグリーン購入フォーラム2001を開催するとともに、青森、徳島等全国で地域フォーラムを開催した。また、福井県で県域内のネットワークを発足させた。</li> <li>・環境ラベル等の情報を収集・整理し、グリーン購入法の施行にあわせて平成13年4月から環境省ホームページ上で提供を開始した。</li> <li>・ガイドライン確立に向けて、具体的な製品間のLCAの比較評価を試行的に実施した。</li> <li>・原材料等の選定に当たって環境配慮（グリーン購入）をしている企業が平成13年で1,450社（50.0%）である。</li> </ul>
評 価	<p><u>「エコビジネスの振興」に係る目標の達成状況</u></p> <p>環境ビジネスについて既に事業展開している企業は平成12年の825社から平成13年の965社へと着実に増加している。また、今後環境ビジネスに取り組みたいとしている企業も平成12年の456社から平成13年の800社へと急増している。このように、環境ビジネス市場は着実に拡大しつつある。</p> <p>また、平成13年度には、金融業における環境配慮行動に関する調査検討を実施した。</p> <p><u>「環境に配慮した製品・サービスの普及促進」に係る評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広く一般からの提案募集及び学識経験者からの意見聴取を行うことにより、昨年の品目数に対して約5割増となる13分野152品目という幅広い品目について、基準を作成することができたが、複数の環境側面についてトレードオフの効果を有する（例えばオゾン層破壊物質の低減に資するものの、一方で大量の温室効果ガスの排出を伴うなど）製品等については基準の検討が極めて困難であることが改めて確認された。また、グリーン購入法の対象製品については、予想を越える件数の提案が寄せられたことから、品目追加を現行のスケジュールどおりに進めることが困難になっている。</li> <li>・市場の現状等を踏まえて基準の見直しを行ったこと及び国等の各</li> </ul>

機関との密接な連絡調整により、円滑に公用車の低公害車への切替えが実施されている。今後もこれらの取組を支援するため、市場関連情報等の提供等を継続する必要がある。

・平成13年度においては、ほぼすべての都道府県・指定都市において調達方針・ガイドライン等が作成され、グリーン購入の取組が進められた。しかし、市区町村においては約1割の機関で調達方針等の策定が行われたにとどまってい

る。公的機関によるグリーン購入の取組が市場に対して実質的な影響力を持つためには、国等と並んで大きな購買力を有する地方公共団体の取組が必要不可欠であり、公的機関の調達規模について今後も仔細に把握し、その効果を更に強化していく必要がある。

・フォーラムについては、東京及び地域フォーラム7か所で数千名の参加者があり、複数の会場で定員を上回る盛況であった。また、滋賀県、三重県に続いて愛知県、福井県でも地域ネットワーク設立の動きが見られており、具体的な動きをも誘発している。

・環境ラベル等の環境物品情報の制度ごとの趣旨や内容の体系的な情報提供を行った。しかし更に多種多様なラベル制度が実施されるようになっており、情報を収集、分類、整理し情報の拡充を図ることが必要である。

・LCAについては、具体的に評価を実施することにより実際に製品評価に活用するに当たっての課題が明確になった。

#### 「エコビジネスの振興」に係る評価

金融業における環境配慮行動に関する調査検討は、国内外の動向について示したものであり、今後、促進方策を検討する際の基礎知識となりうるものである。また、環境ビジネス全般に関する現状と将来予測、ビジョンについては、これまでに各種の調査報告書を取りまとめているが、具体的な支援方策については検討が十分でない。

今  
の  
課  
題

#### 「環境に配慮した製品・サービスの普及促進」に係る課題

・特定調達品目の追加・見直しにあたり、環境負荷低減効果の評価が非常に複雑な物品については、環境側面ごとのプライオリティの設定が極めて難しいことから、基準策定にあたっての客観性確保のため、厳密かつ複合的な環境負荷低減効果の評価を実施することが必要となっている。

また、特定調達品目の追加等の検討に当たっては、提案募集を実施しているところであるが、幅広い分野から多様な環境負荷低減手法により、非常に多くの提案があり、検討体制の強化が必要である。

・グリーン購入を円滑に推進するためには、製品等の仕様のみならずその入手可能性、市場の状況等について頻繁に情報提供を継続していく必要がある。そのため、連絡会議の開催により各府省等との密接な連絡調整、実施状況のフォローアップを引き続き行うことが必要である。

・より効率的かつ効果的に持続可能な社会の構築を図っていくためには、国等の各機関や地方公共団体によるグリーン購入の効果を、環境負荷低減効果、環境物品等の市場形成への効果の観点から評価

	<p>し、今後の取組に反映する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既述のとおり、公的機関等によるグリーン購入の取組の効果を更に強化するためには、調達方針の策定など市町村における取組推進のため情報提供を軸とした更なる支援が必要である。</li> <li>・ 環境物品等に関する情報提供については、内容や方法などが様々であり必ずしも分かりやすいものとなっていないこと、更には不適切な表示が行われていることがあることが課題となっているところ。そのため、環境ラベルを整理・分析した情報などの提供のより一層の拡充を図ることが必要であり、そのための体制強化が必要である。また、グリーン購入法附則において定められているとおり、事業者や情報提供団体により、客観的で分かりやすく、信頼性のある情報提供が実施されるよう推進するためには、環境負荷に関する評価方法の確立とともに、監視体制の必要性なども含めた情報提供のための体制・制度面からの検討が必要である。</li> <li>・ 消費者に分かりやすいLCAを目指して、具体的な製品等についての評価・検討を実施する必要がある。</li> </ul> <p>「エコビジネスの振興」に係る課題</p> <p>環境ビジネスへの取組は着実に増加しているものの、環境ビジネスの進展の問題点として、「消費者やユーザーの関心が低い（42%）」、「関連する情報が十分に入手できない（31%）」等があげられており、今後はこれらも考慮しつつ、基礎調査に加えて、実際に環境ビジネスに取り組んでいる企業から、その取組内容や今後の課題や要望に関するヒアリングを行うこと等を通して、具体的な促進方策を検討、実施、環境ビジネスに関する情報の積極的な提供などにより環境ビジネスを支援していくことが必要である。</p> <p>また、わが国の先進的な環境技術のアジア地域への普及を図り、アジアを巻き込んでわが国の環境ビジネスを積極的に推進していくことにより、環境保全と経済発展の両立を目指すことが必要である。</p>
<p>政策効果 把握の 手法及び 関連資料</p>	<p>環境に配慮した製品・サービスの普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーン購入法に基づいた国等による取組みが市場に対してもたらした環境物品等の市場形成効果やその環境負荷低減効果等について把握・評価を行うための枠組みの検討を予定しており、当該政策の実効性・効果はこれにより把握されうるものと考えられる。</li> <li>・ グリーン購入を推進する地域ネットワークの設立・運営および意識調査等の統計的手法により一定程度の効果は把握可能である。</li> </ul> <p>エコビジネスの振興 平成13年度環境にやさしい企業行動調査結果（関連資料） 市場規模調査の実施による把握</p>
<p>添付資料 (別紙)</p>	<p>グリーン購入法に係る特定調達品目の追加等の概要（案）に関する意見の募集について</p>

## 事務事業評価シート

施策名	- 4 - ( 2 ) 環境保全型産業活動の促進	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
<p>ア 環境に配慮した製品・サービスの普及促進</p>	<p>地方公共団体を対象としたアンケート調査や、その他意識調査等からは、グリーン購入の重要性に対する認識が急速に広まりつつあることを窺い知ることができる。</p> <p>時機をとらえ、こうした動きをさらに加速していくためには、経済主体として市場に非常に大きな影響力を有する公的機関が、グリーン購入の更なる普及にむけてより積極的に先導的な役割を果たすことが必要である。</p> <p>また、より環境負荷の少ない製品を選択するために必要となる環境ラベル等の環境物品情報の提供を推進するため、そのあり方について検討することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定調達品目に関する検討会の開催等(9百万円)</li> <li>・グリーン購入法関係省庁等連絡会議の開催(2百万円)</li> <li>・環境物品等調達セミナー(2百万円)</li> <li>・地方の取組状況に関する調査等(4百万円)</li> <li>・環境保全型製品購入促進事業(15百万円)</li> <li>・環境物品等情報提供体制整備費(35百万円)</li> <li>・環境保全型製品・技術等の評価におけるLCA導入検討調査(23百万円)</li> </ul>
<p>イ エコビジネスの振興</p>	<p>環境ビジネスについて既に事業展開を実施している企業は平成12年の825社から平成13年の965社へと着実に増加している。</p> <p>また、金融業における環境配慮行動についても基礎調査からも、金融業界における環境配慮への取組が進みつつあることが明らかになった。</p> <p>しかしながら、十分に普及しているとは言えないため、今後は、環境ビジネスへの取組をより一層促進するため具体的な方策を検討し、実施していくことが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境と経済の統合に関する調査検討経費(8百万円)</li> </ul>